

第47回鳥取県第1種サッカーリーグ

実 施 要 項

1.趣 旨

一般財団法人鳥取県サッカー協会(以下「本協会」という)は、サッカー技術の向上と、健全な心身の育成を図ることを目的とし、第1種年代の加盟チーム全てが参加できる大会として、本大会を実施する。

2.名 称 第47回鳥取県第1種サッカーリーグ

3.主 催 一般財団法人鳥取県サッカー協会

4.主 管 一般財団法人鳥取県サッカー協会 第1種委員会

5.共 催 新日本海新聞社

6.特別協賛 なし

7.協 賛 なし

8.協 力 なし

9.開 催 日 2023年4月30日(日) ～ 11月26日(日)

10.会 場

ヤマタスポーツパーク運動公園球技場・多目的(鳥取市布勢)

Axis バードスタジアム・メインスタジアム(鳥取市蔵田)

どら・ドラパーク米子球技場(米子市東山)

鳥取県フットボールセンター若葉台第1グラウンド・第2グラウンド(鳥取市若葉台)

鳥取県フットボールセンター大山 夕陽の丘神田(大山町加茂)

東郷運動公園多目的広場(東伯郡湯梨浜町)

米子市弓浜コミュニティ広場(米子市大篠津町 1433 番地)

11.参加資格

(1)「参加チーム」は、大会実施年度に公益財団法人日本サッカー協会(以下:JFA)第1種に加盟登録したチーム(以下「加盟チーム」)であること。

(2)上記「参加チーム」の構成は、単一「加盟チーム」に限られ、その「加盟チーム」は年間を通じて継続的に活動していること。

(3)「参加選手」は、上記「加盟チーム」に所属する選手であること。

(4)外国籍選手は、1チーム3名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。

(5)指導者は「参加チーム」を掌握指導する責任ある指導者であること。また、内1名以上が JFA 公認コーチ資格(D 級コーチ以上)を有すること。

(6)参加選手は健康であり、且つ保護者の同意を得ること。

(7)移籍選手:別紙運営細則 5.選手資格について、を参照。

(8)有資格者の帯同審判員を4名以上登録すること。(4名のうち2名は必ず3級審判員であること。)

12. 参加チームとその数

参加チーム数は次の 10 チームとする。

(1) トップリーグ: 6 チーム

(2) セカンドリーグ: 4 チーム

13. 大会形式

(1) トップリーグは 6 チームで構成し、2 回総当たりとする。

(2) セカンドリーグは 4 チームで構成し、2 回総当たりとする。その後、上位 2 チームと下位 2 チームに分かれて 1 回総当たりの試合をして順位を決定する。

14. 競技規則 JFA「サッカー競技規則(2022/2023)」による。

15. 競技会規定

以下の項目については本大会の規程を定める。

(1) 競技のフィールド

クレイ、天然芝、人工芝フィールドとし、ピッチサイズは原則 105m 以内×68m 以内であること。

(2) ボール

試合球: 5号球(モルテン社製サッカーボール『ヴァンタッジオ4900芝用』(品番: F5A4900))

(3) 競技者の数

競技者の数: 11 名

交代要員の数: 7名以内

【トップ】交代を行うことができる数: 5名以内

ただし、2023 年 7 月の 1 ヶ月間は、暑熱及び安全対策として 7 名以内（※交代回数はハーフタイムを除き、3 回までとする。）とする。

【セカンド】交代を行うことができる数: 7 名以内(※交代回数はハーフタイムを除き、3 回までとする。)

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数: 3名以内

(4) 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の通りとする。

1試合において、各チーム最大1人の「脳振盪による交代」を使うことができる。

・「脳振盪による交代」は、その前に何人の交代が行われているにかかわらず、行うことができる。

(5) 役員の数

テクニカルエリアに入ることができる役員の数: 4 名以内

(6) テクニカルエリア

設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内から、その都度ただ 1 人の役員が伝えることができる。

(7) 競技者の用具

① ユニフォーム

大会実施年度の JFA「ユニフォーム規程」に則る。ただし、本大会では以下のとおり運用緩和を行う。

a. 本競技会に登録した正・副 2 組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持

参し、いずれかを着用しなければならない。

b. 正・副の 2 色については明確に異なる色とする。

c. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

d. 前項の場合、主審は、両チームの各 2 組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

e. ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。

f. アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

g. アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

h. ユニフォームへの広告表示については JFA「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。なお、会場によって広告掲出料が発生する場合は、チーム負担とする。

i. ユニフォームの背番号が張り番の場合は、事前に主審の確認を行うこと。

(8) トップリーグ 90 分(前後半 45 分) セカンドリーグ 80 分(前後半 40 分)

(9) ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで:原則として 15 分間)

(10) 試合の勝者を決定する方法(以下の優先順位で最終順位を決定する。)

1) 勝ち点(勝ち 3、引き分け 1、負け 0)

2) 得失点差

3) 総得点

4) 該当チームの対戦結果

5) 抽選

(11) 第 4 の審判員:必要に応じて任命する

(12) 負傷者の対応:主審が認めた場合のみ、最大 2 名ピッチへの入場を許可される。

(13) チームベンチ:ピッチ上本部からフィールドに向かって

左側:対戦表の左(上)に記載されているチーム

右側:対戦表の右(下)に記載されているチーム

(14) 試合の中断および直前の開催不可の場合の取り扱い:別紙細則に記載する。

16. 懲 罰

(1) 本大会とそれに繋がる予選大会は懲罰規定上の同一競技会とみなし、予選大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。ただし、警告の累積による場合を除く。

(2) 本大会は JFA 規約規程「第 12 章 懲罰」に則り、大会規律委員会を設ける。

(3) 大会規律委員会の委員長は運営委員長とし、3 名以上の委員を委員長が決定する。

(4) 本大会における警告累積による停止処分については、(公財)日本サッカー協会懲罰基準に従い実施する。

i) トップ:大会期間中に警告を 3 回受けた選手は、直近の本大会 1 試合に出場できない。[JFA 懲

罰規程〔別紙 2〕第 2 条 3 項〕参照]

ii)セカンド:大会期間中に警告を 2 回受けた選手は、直近の本大会 1 試合に出場できない。〔JFA 懲罰規程〔別紙 2〕第 2 条 3 項〕参照]

(5)本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。

〔JFA 懲罰規程〔別紙 2〕第 4 条〕参照]

(6)本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。

〔JFA 懲罰規程〔別紙 2〕第 7 条〕参照]

(7)出場停止処分を受けた者は、JFA 懲罰規程〔別紙 2〕第 3 条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。

(8)本大会の規律問題は、「JFA 基本規程(懲罰規程)」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。〔基本規程 第 227 条〕

17. 大会参加申込

(1) 1 チームあたりの登録人数の制限はなしとする。各試合メンバー提出用紙提出時の選手最大 18 名を選出する。なお、役員のうち 1 名は監督を参加申込時に記載すること。監督が選手として出場しようとする場合は、選手に含まれていなければならない。

(2)参加チームは、参加申込書に必要事項を記入の上、別紙の申込先まで提出すること。

(3)提出締切:第 1 回 2023 年 4 月 23 日(日)

(4)提出内容に不備があった場合は、県リーグ事務局より定められた再提出期限までに修正した資料の提出を行わなければならない。

(5)再提出の際にも不備が改善されていない場合は、県リーグへの参加が認められないとする。

18. 参 加 料

(1)1 チームあたり:(トップ)35,000 円 (セカンド) 25,000 円

(2)別紙に記載された金融機関へ期日までに入金すること

(3)原則として返金は行わない

19. 選 手 証

各チームの登録選手は、JFA 発行の選手証(写真を貼付したもの)を持参すること。ただし写真貼付により、顔の認識が出来るものであること。

※選手証とは JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。

20. 表 彰

(1) 別紙鳥取県第 1 種サッカーリーグ表彰式を参照。

21. 交通宿泊

- (1)大会参加に要する経費は、全額参加者の負担とする。
- (2)交通・宿泊は全て参加チームにて手配すること。

22. 傷害補償

- (1)チームの責任において傷害保険に加入すること。
- (2)大会会場において疾病・傷害が発生した場合、大会側は応急処置のみを行うものとする。

23. 組 合 せ

組合せ・日程は事務局長が立案し、運営委員会で決定する。

24. 代表者会議

実施しない。

25. マネジャーズミーティング

実施しない。

26. その他

- (1)本大会要項記載事項に違反し、その他大会運営に支障を来す不都合な行為があった場合には大会開催中であっても、そのチームの出場を停止させることがある。
- (2)本大会協賛社等から参加チームへの提供物については、本協会から告示があった場合、その指示に従うこと。
- (3)本大会名義をチームの広告宣伝・営業等の目的で許可無く使用することを禁ずる。
- (4)大会要項に規定されていない事項については本協会第1種競技会委員会において協議の上決定する。
- (5) この大会の第1代表・第 2 代表は、鳥取県代表として第 47 回中国地域県リーグ決勝大会(11 月 11 日～12 日、19 日/岡山県開催)に出場する義務と権利を与える。

以上